

新潟県カーリング協会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は新潟県カーリング協会（以下「本会」という）と称し事務所を事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 本会はカーリング競技の普及及び振興を図り、もって県民の心身の健全な発展とスポーツ精神の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は全容の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) カーリング競技の普及及び技術の向上のための講習会
- (2) 各種大会への参加
- (3) 指導の達成
- (4) 県民への広報啓発活動
- (5) 日本カーリング協会との連携（強化）
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条の1 本会は本会の目的に賛同する県内在住、在勤、在学の愛好者及び理事会で承認されたもの（以下「会員」という）を以て組織する。

(支部)

第4条の2 本会は支部を置くことが出来る。但し、支部の設置については理事会の承認を必要とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く

会 長	1名
副 会 長	1名
事務局長（理事）	1名
専務理事	1名
理 事	4名以上
会計監事	1名

(役員の仕事)

- 第6条 (1) 会長は、本会を代表する。
(2) 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代理する。
(3) 事務局長は日常の業務を処理する。
(4) 専務理事は、本会の会務を掌理する。
(5) 理事は、理事会を構成し、会務を議決し執行する。
(6) 会計監事は、本会の会計を監査する。

(役員を選任)

第7条 役員は総会においてこれを承認する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し、再任は防げない。
補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問等)

第9条 本会は、理事会の決議を経て顧問等を置くことができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会、理事会とする。

(総会)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とし会長が招集する。

(総会決議事項)

- 第12条 1 定期総会は年1回開催し、次の事項を決議する。
(1) 年度事業計画、予算について
(2) 年度事業報告、決議及び会計監査報告
(3) 役員改選
(4) 規約改正
(5) その他必要と認めたもの
- 2 臨時総会は必要に応じ開催する。

(役員会)

- 第 13 条
- 1 役員会は会長、副会長、専務理事、事務局長より構成し会長が招集する。
必要に応じ監事が出席し意見を述べる事が出来る。
 - 2 役員会は総会、理事会に提案する事項を審議決定する。
その他、重要案件を審議する。

(理事会)

- 第 14 条
- 1 理事会は理事によって構成し専務理事が招集する。
必要に応じ会長、副会長、事務局長が出席し意見を述べる事が出来る。
 - 2 理事会は本会の会務を審議決定する。

(会議の議決)

- 第 15 条
- 会議の議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(委員会)

- 第 16 条
- この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、理事会において選任し、会長が委嘱する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会会則によるものとする。

(会計)

- 第 17 条
- 本会の経費は次に掲げるものをもってこれを充てる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 補助金
- (4) その他の収入

(会費)

- 第 18 条
- 本会の会費は、毎年の理事会で決定し、別途通知する。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(財産)

第 20 条 備品、耐久用具等は、財産目録を作成し会長がこれを管理する。

(細則等)

第 21 条 この規約の施行についての細則等は、理事会の議決を経て別に定めることができる。

(その他)

第 22 条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、相応の会議にはかり決定する。

付則

設立年月日 平成 8 年 2 月 3 日

この規約は 平成 8 年 2 月 3 日から施行する。

この協会の設立当初の会計年度は、第 18 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 9 年 3 月 31 日までとする。

この協会の役員任期は第 8 条の規定にかかわらず、平成 11 年 3 月 31 日までとする。

新潟県カーリング協会 委員会会則

第1条 総則

この規定は、新潟県カーリング協会（以下「本協会」という。）規約第16条の規定に基づいて設置された各委員会に関することを定める

第2条 所轄事項

各委員会は、次の事項を審議、処理執行し、委員会に於いて決議された事項は理事会に報告し、理事会の過半数以上の賛成をもって議決する

1 総務委員会

- (1) 会計管理業務
- (2) 総会の開催と運営
- (3) 会則及び諸規定の整備
- (4) 広報活動（ホームページ管理）

2 競技委員会

- (1) 競技技術の向上に関する事項
- (2) 競技規則・審判やルールに関する事項
- (3) リーグ戦の企画・実施
- (4) 各種大会・新潟オープン・笹団子CUPの実施
- (5) 競技施設・用具に関する事項

3 強化委員会

- (1) 強化事業の実施及び事務業務
- (2) 県内外の強化活動の実施
- (3) JCA選手権への選手の派遣・選考に関する事項

4 指導普及委員会

- (1) 指導普及に関する各種行事・体験会の開催
- (2) カーリング技術の指導・調査・研究・宣伝に関する事項
- (3) 指導者の育成

第3条 委員

各委員会に次の委員を置く

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 必要に応じて1名ないし2名
- (3) 委員 若干名

2 委員長は役員会の選考に基づき、会長が委嘱する

3 副委員長は委員会の決議をもって定める

4 委員は本協会理事、本協会会員のなかから、理事会の決議を得たうえで会長が委嘱する

第4条 任期

委員の任期は、委嘱日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない

第5条 委員会

委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が招集できない時は、副委員長がその任を負う

第6条 規定の変更

この規定は、理事会の決議により変更できる

付則1

1 この規則は平成29年6月24日から施行する